

「不動産の価格に係る鑑定評価の委託」に係る提案書の募集

1 募集内容

(1) 件 名

不動産の価格に係る鑑定評価の委託

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり。

2 参加者の資格

(1) 次の各項に該当しない者であること

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(4) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。

(5) 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること、又は、申込書類により同等であると確認できる者であること。

(6) 平成 29 年 7 月以降に、全国 6 地区（北海道・東北・東海北陸・近畿・中国・九州）において地区毎に 1 件以上の不動産鑑定評価を行った受注実績（合計 15 件以上）を有すること。

(7) 不動産鑑定業者の国土交通大臣登録があること。

- (8) 企画提案募集要領の交付を受けた者であること。
- (9) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

申込を希望する場合は、以下のとおり企画提案募集要領の交付申請を行うこと。

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 窓口等

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課
担当 高橋 光司 TEL 03-3270-1552 FAX 03-3270-1411

イ 交付方法

原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に「企第2 - 57号に係る企画提案募集要領交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「不動産の価格に係る鑑定評価の委託」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに企画提案募集要領等を添付したうえで交付申請者に返信することにより交付する。企画提案募集要領等が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は（1）アの担当者まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（（1）アの場所）での直接交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに（1）アの担当者まで電話連絡を行うこと。

ウ 交付期限 令和2年10月1日（木）12時00分

(2) 申請書類の提出

ア 提出期限 令和2年10月1日（木）15時00分

イ 提出場所 前（1）アと同じ。

4 選定方法

提出された提案書について評価を行い、優秀な提案をした上位3者を契約先として選定する。

最も提案の評価が高かった者及び2番目に提案の評価が高かった者については、仕様書に定める全物件の鑑定評価を委託する。

3番目に提案の評価が高かった者については、仕様書に定める物件のうち公庫が指示した物件についてのみ鑑定評価を委託する（委託しないこともあり得る。）。

以 上